

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、飯塚市教育委員会教育長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第24条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和3年5月13日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊  
飯塚市監査委員 城丸 秀 高

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第5号（令和3年2月26日付）分・・・9件

2 講じた措置状況

以下のとおり

(1) 学校教育課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 児童の発達に関する巡回相談及び支援事業について</b></p> <p>学校教育課は、児童の発達に関する巡回相談及び支援事業を実施している。</p> <p>当該事業については、児童の発達を支援する体制を整備することを目的としており、相談者、学校及び教育委員会において実施内容を相互に把握し、情報を共有することは目的の達成において大変重要であると思料する。</p> <p>相談員に対する謝礼金について、請求書に記載された実施回数に基づき随時支出しているが、その際、実施内容及び実施日を確認しておらず、令和元年度における一部の指導員にかかる謝礼金の請求書の合計相談回数（84回）と実績報告の合計相談回数（83回）に相違が生じていることがわかった。この原因については、実績報告書の誤りであったことが担当者の確認により判明したが、現在、教育委員会への報告が定期的に行われておらず、実施状況の把握及び情報の共有が随時なされていないことから、今後、定期的に事業内容を確認できる報告書の提出を求め確認を徹底するとともに、事務の流れについて見直し、関係者へ適切に指示すること。</p>	<p>巡回相談員の実施状況について、月ごとに報告書の提出を求めることとし、請求件数と報告書を随時照合することで、実施状況の把握及び情報の共有を行うよう見直しを行った。</p> <p>また、支援事業を担当する事務局との打ち合わせを学期ごとに行うよう定例化し、相談件数の確認を行う。</p>

<p><b>2 郵便切手等の管理について</b></p> <p>郵便切手等の管理を確認したところ、受払簿の残枚数と現物の定期的な確認が行われていないため、受払簿におけるレターパックの残枚数に対し現物が存在しておらず、不明となった時期についても把握されていなかった。</p> <p>また、一部の受払簿は、年度の区別がなく、使用月日のみの記載となっていた。</p> <p>郵便切手等は現金等価物であるため、今後、取扱いの透明性を確保し、使用履歴についても明確に把握できるよう適切かつ厳正な管理を徹底すること。</p> <p>なお、現在、学校教育課においては、多額の切手を保有しているが使用実績が少ないことから、今後、有効な活用方法について検討すること。</p>	<p>郵便切手等の使用時及び購入時には、受払簿の残枚数と現物を確認するとともに、さらに定期的に複数人で確認し、適切な管理を行うよう見直しを行った。</p> <p>また、保有する多額の切手については、大量（1ヶ月2,300通程度）の郵便物を直接郵便局に持ち込んだ場合、保有の切手にて支払うことが可能であることが確認できたため、入学通知書等大量発送時に切手を使用し、有効に活用する。</p>
<p><b>3 準公金の管理について</b></p> <p>各種団体等現金（公金外）事務取扱要領によれば、「通帳と印鑑はそれぞれ別の職員が管理し、施錠等により安全に保管すること。」とされている。</p> <p>準公金の管理について確認したところ、通帳と印鑑を同一の場所に保管し管理していた。</p> <p>準公金については、平成30年度の行政監査及び令和2年12月に実施した教育部学校給食課を対象とした定期監査における指摘、平成30年12月7日付30飯会第74号「公金及び各種団体等公金外現金の厳正な取扱いについて（通知）」など、これまで数回にわたり管理状況について確認すべき機会があったにもかかわらず、見過ごされていたことから、リスク管理に対する意識が希薄であったと思料する。</p> <p>今後は、同要領を遵守し管理を徹底すること。</p>	<p>通帳と印鑑の管理については平成30年12月7日付30飯会第74号「公金及び各種団体等公金外現金の厳正な取扱いについて（通知）」等によりリスク管理に対する意識を再確認し、通帳については耐火金庫へ、印鑑については課長が保管管理するよう速やかに改めた。</p>
<p><b>4 児童クラブ利用料の債権管理について</b></p> <p>飯塚市債権管理条例（以下「債権管理条例」という。）第7条第1項によれば「市長は私債権等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、強制執行及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」と規定されている。</p> <p>児童クラブ利用料における過年度分の一部債権について、債権管理が滞っているものが見</p>	<p>児童クラブ利用料の過年度滞納繰越分については、令和2年11月から滞納繰越となっている債権者の洗い出しを行っている。今年度中に債権回収の不可について全対象者を整理し、債権回収が可能な対象者については、催告書の発送を行う等、飯塚市債権管理条例に基づき、適切に処理する。</p>

<p>受けられた。</p> <p>利用者への公平性を欠くことのないよう徴収手続きを見直すとともに、債権の回収が見込めないものについては整理すること。</p> <p>なお、債権管理にあたり担当者へ求められる知識やスキルを身に付けるため、債権管理研修の実施及び債権管理を行う関連部署との情報交換などを実施するとともに、債権管理手続きをマニュアル化するなど、債権管理条例に基づき適切な事務処理が行われるよう早急に対処すること。</p>	<p>また、債権管理研修への積極的な参加や関係部署との情報交換により、担当者として必要な知識を習得し、適切に事務処理を行う。</p>
<p><b>5 備品の管理について</b></p> <p>備品について確認したところ、所在場所が相違するもの、現在は存在しない備品が台帳に登録されたままとなっているものが確認された。</p> <p>早急に備品と台帳の照合を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。</p>	<p>備品の管理については、令和2年8月から実地調査を開始しており、所在場所の確認と廃棄済の備品がないか等、台帳との整合性を確認している。</p> <p>確認後は、台帳の登録情報の修正や処分処理を行い、今後購入予定の備品と同様、適切な備品管理を行う。</p>
<p><b>6 飯塚市立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金の支給について</b></p> <p>飯塚市立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条によれば「補助金の交付を受けることができる者は、修学旅行の実施に関し新型コロナウイルス感染防止拡大のための対策等を講じた飯塚市立学校の校長とする。」と規定され、また、要綱第5条においては、実績報告書は、追加費用等の支払いが完了したときに提出することとされている。</p> <p>一部の学校において合同での修学旅行を実施し、補助金の申請及び請求を代表校の校長により合算にて行っているが、合同で実施した他の校長から手続きに関する委任状が提出されていなかった。</p> <p>また、実績報告書には請求書が添付されており、支払いの完了については確認できなかった。</p> <p>速やかに支払いの完了について確認を行うとともに、今後は要綱を遵守し適切に処理を行うこと。</p>	<p>合同での修学旅行を実施した学校については、委任状を貼付して申請するように改めた。</p> <p>また、支払いの完了確認については、領収書をもって確認し、実績報告書にコピーを貼付するよう見直しを行った。</p> <p>今後は要綱を遵守し適切に処理する。</p>

(2) 生涯学習課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 マーク作成委託契約について</b></p> <p>飯塚市事務決裁規程（以下「決裁規程」という。）によると、「1件50万円超1,000万円未満の指名業者等との委託契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、（略）契約締結及び業務完成確認通知に関すること。」は契約課長専決事項と規定されている。</p> <p>マーク作成委託契約（令和元年度2,036,647円）については、随意契約にて契約を締結しているが、決裁権限のない教育部長が決裁を行っていた。</p> <p>また、令和2年度においては、執行伺い及び支出負担行為を行わないまま業者に業務を行わせていた。この業務については、契約の内訳に単価契約によるものを含んでいるため、年度末に年間の実績により執行伺いを起案し、処理しているとのことであるが、事務執行上、不適切な処理であると思料する。</p> <p>単価契約分については、契約を分け、月々の件数により支払いをすることで、適切な委託契約が行われると思料する。</p> <p>今後は、決裁規程及び業務委託契約事務取扱要領を遵守し、適正な契約事務を行うこと。</p>	<p>マーク作成委託契約については、随意契約にて契約の締結を行っていますが、年間の実績の請求により、遡って執行伺いを起案し、処理を行っていました。</p> <p>今後は、業務委託契約事務取扱要領を遵守し、年度初めに、執行伺い及び支出負担行為を行うとともに、金額確定後には、変更処理をかけ、適正な契約事務執行に努めてまいります。</p> <p>なお、決裁権限の錯誤については令和3年度以降、契約の相手方が指名業者であるか否かに関わらず、契約課を経ずに担当課が施行する、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約に関する改正事務決裁規程に拠ることといたします。</p>
<p><b>2 使用料の還付について</b></p> <p>飯塚市公民館条例施行規則第12条第1項第3号によると、「利用者が利用の前日までに中止を申し出たとき 5割」を還付することと規定されている。</p> <p>しかしながら新型コロナウイルスの蔓延により感染防止対策として、当初、令和2年2月27日から3月16日までの施設利用の自粛要請がなされ、この期間内の施設利用のキャンセルについては利用料を全額返還することとされたが、その後段階的に期間が延長され、最終的に6月30日までに還付申請がなされたものについては、全額還付する取扱いが対策本部で決定された。</p> <p>使用料還付申請書を確認したところ、還付申請時において、自粛要請対象期間外の利用日をキャンセルしたため5割還付したが、その後対象期間が延長され全額還付に該当することとなったにもかかわらず、残りの使用料につい</p>	<p>施設利用の自粛要請の延長における使用料の還付におきましては、件数も数多く、段階的に期間が延長されたことにより、2件の未還付処理を発生させておりました。</p> <p>この全額還付に該当する2件につきましては、2月26日付けで、請求書を受理し、流用決裁後、3月1日付けをもって、ただちに還付手続きの処理を行い、3月19日の支払いで完了いたしております。</p>

<p>て還付処理がなされていないものがあつた。 至急還付手続きを行うとともに、今後、事務処理については適切に確認を行うこと。</p>	
<p><b>3 備品について</b>  複数年使用できるマンホール用工具一式（19,800 円）及びダミーカメラ 7 台（1 台 10,500 円）を消耗品費で購入していたが、備品として管理すべきと思料する。  また、重要物品を含む 6 品目の備品について、備品シールの貼付がなかつた。  速やかに備品登録を行い適切に管理すること。</p>	<p>マンホール用工具一式（19,800 円）及びダミーカメラ 7 台（1 台 10,500 円）については、直ちに備品登録を行い、3 月 1 日をもって備品シールの貼付を完了いたしました。</p>